

事務連絡
令和5年6月1日

各国立大学法人担当課 御中

文部科学省高等教育局大学教育・入試課

大学におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組状況の調査について（依頼）

各大学におけるハラスメントの防止については、「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について」（令和4年11月22日付け高等教育局長通知）により、セクシュアルハラスメントを含む性暴力等（以下「性暴力等」という。）及び学生に対するその他のハラスメントの防止に向けて、周知・啓発、相談体制の整備、被害者救済のための適切な措置、行為者の厳正な処分及び再発防止の徹底等に確実に取り組むようお願いしたところです。

性暴力等は被害者の尊厳と権利を著しく侵害し、回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるものであり、教育者として指導する立場にある教員が学生に性暴力等を行うことは断じて許されないことであり、行為者に対しては、懲戒解雇も含めた懲戒処分等の厳正な対処を行うことが必要です。また、過去に学生に対する性暴力等を行ったことを原因として懲戒解雇処分等を受けた者が、その事実を秘匿して再び教員として採用され、新たな被害を生むことがないように、教員採用時に履歴書により、学生に対する性暴力等を原因とする懲戒処分歴がないか十分に確認し適切な採用判断を行っていただくことも重要です。

こうしたことから、文部科学省ではこの度、各大学における上記通知を踏まえた取組の実施状況を把握するため、特に性暴力等の行為者への厳正な対処や教員採用段階における懲戒処分歴等の確認等について、調査を実施することとしましたので、御多用のところ恐れ入りますが、本調査に御回答くださいますようお願いいたします。

本調査は、文部科学省国立大学法人支援課が行います。本調査の結果については、設問ごとの全体の集計結果を公表することを予定しておりますので、正確な実施状況の把握に御協力くださいますようお願いいたします。

また、各大学におかれては、引き続き、上記通知を参考に、教職員や学生等の大学の全ての構成員が安心して教育研究その他の活動に取り組むことができるよう、性暴力等及びその他のハラスメントの防止に向けた取組の確認や充実を図っていただきますようお願いいたします。

【担当】

文部科学省高等教育局

大学教育・入試課学務係

電話：03-5253-4111（3034）

E-mail：gakumu@mext.go.jp